

妊婦応援給付金 Q & A

Q. 申請書はどこでもらえますか？

A. 対象となる方へ郵送します。ただし、これから支給申請期間内に母子健康手帳交付を受けられる方、転入等で津野町の妊婦（産婦）健康診査受診票等を交付される方は、交付の際に直接お渡しいたします。また、対象となられる方で申請書が郵送されていない場合は、健康福祉課へお問い合わせください。

Q. 所得制限はありますか？

A. ありません。

Q. 申請から給付金が振り込まれるまで、どれくらいかかりますか？

A. 申請の状況にもよりますが、申請書到着から3週間程度の予定です。

Q. 代理人による窓口での申請は可能ですか？

A. 可能です。必要書類および代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

Q. 申請期間中に複数回妊娠した場合、双子などの場合は、その回数や人数分が支給対象になりますか？

A. 妊娠した回数、多胎妊娠に関わらず、妊婦1人につき1回のみの支給となります。

Q. 令和2年4月27日時点で妊婦でしたが、津野町以外の市町村の住民であったので、そこで母子健康手帳をもらいました。申請日時点では津野町に住所がありますが、該当になりますか？

A. 該当になります。母子健康手帳の写し（表紙と妊娠中の経過が確認できるページ）も添付し申請してください。ただし、前の市町村で同様と認められる給付金を受けている場合、この給付金の対象外となります。

Q. 令和2年4月27日時点で津野町の住民で、妊娠中でした。申請時点で津野町から転出していますが、該当になりますか？

A. 該当になりません。申請時点で津野町の住所を有していないためです。

Q. 令和3年4月1日以降に転入届を出し、異動日を令和3年3月31日とした妊産婦は該当になりますか？

A. 該当になりません。申請期限の令和3年3月31日を過ぎているためです。郵送による申請も当日消印までが有効となっています。

Q. この給付金は課税所得に該当しますか？

A. この妊婦応援給付金は、町が独自で給付するものであり、税法上「一時所得」に該当します。「一時所得」については所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。なお、国の特別定額給付金については、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法の規定により非課税となっております。